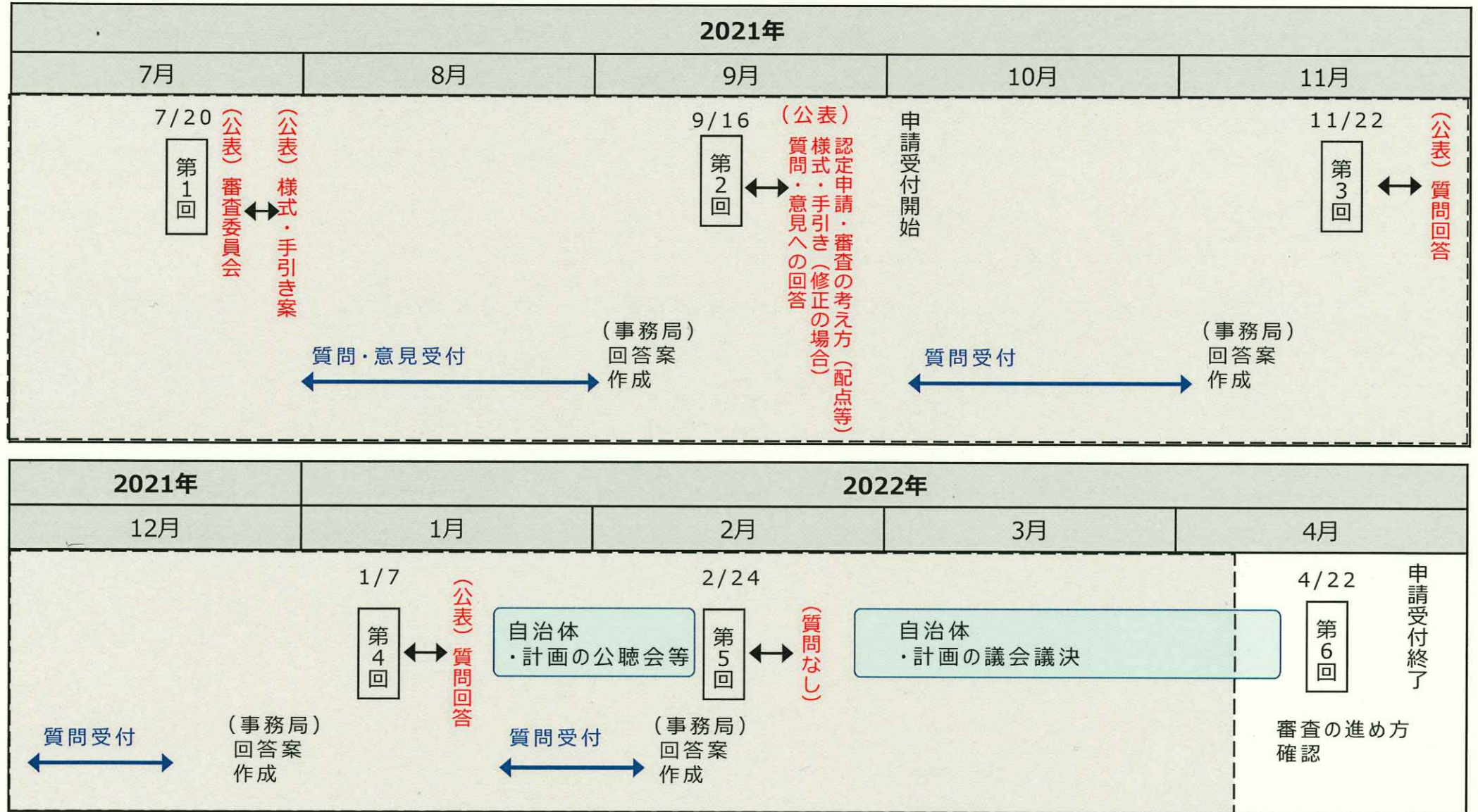


ご説明資料

令和4年4月

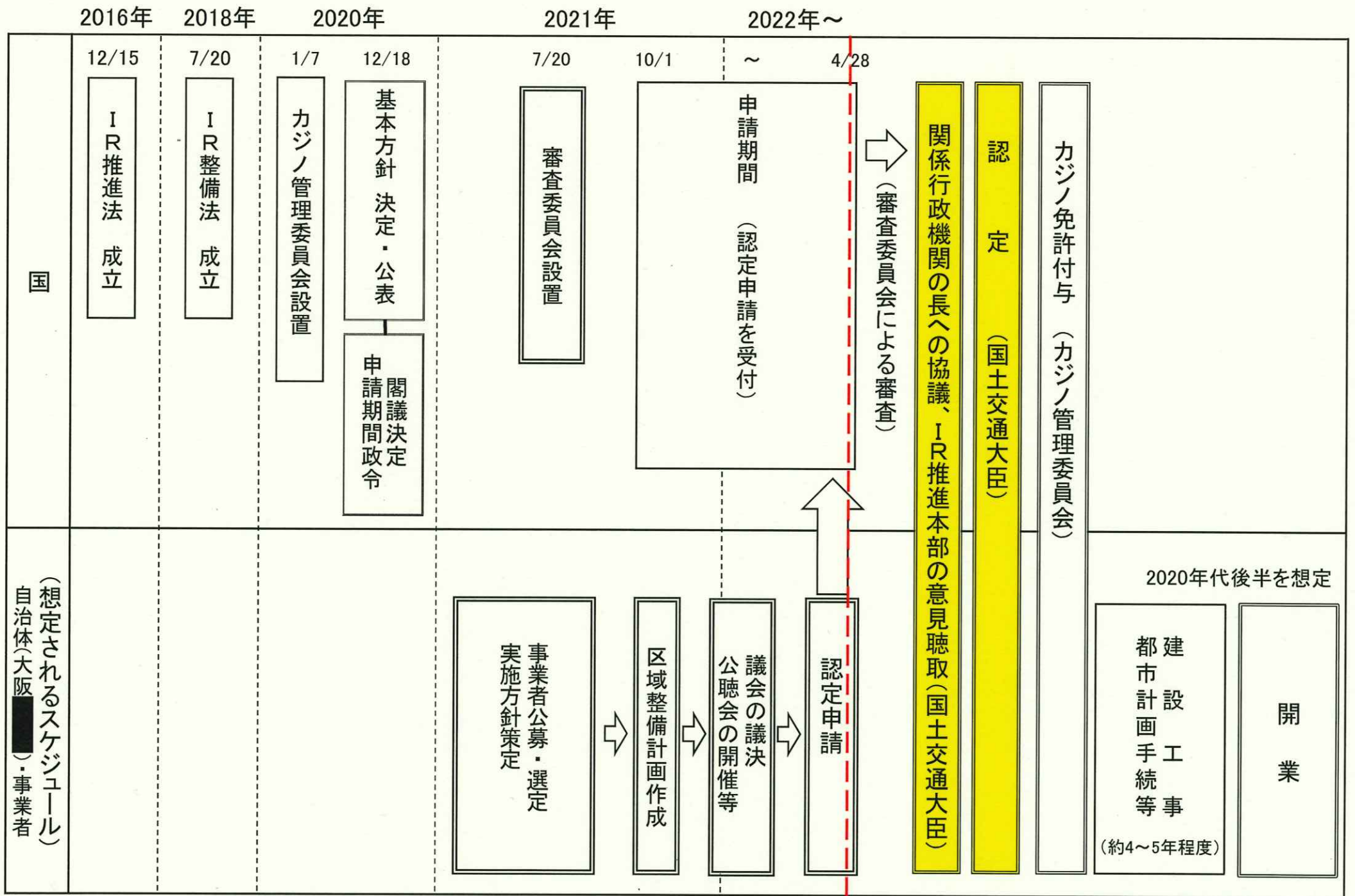
1. 現状の動向とスケジュール

スケジュール<申請受付終了まで>



(補足)

- ・質問・意見受付の対象は、IR整備法に基づく実施主体となりうる地方自治体(都道府県又は政令市)とする。
- ・質問回答は、申請者に共通で理解してもらうため、区域整備計画の申請者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、公開する。
(質問提出の際に、こうした内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすることの記載を求める。)



既に実施した手続き | 現在実施中の手続き



各地域の計画について（2022年4月20日時点）

	大阪府市
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本MGMリゾート（40%） ・オリックス（40%） ・関西地元企業を中心とする少数株主（JR西、近鉄、京阪、南海、JTB、日通、大林組、大成建設、大和ハウス、竹中工務店など20社）（20%）
場所	夢洲
投資規模 （開業時まで）	1兆800億円 （ 出資 5,300億円 借入 5,500億円 ）
開業見込	2029年秋～冬頃
年間来訪者数 （うち外国人）	1,987万人 （629万人）
年間売上 （うちカジノ）	5,200億円 （4,200億円）
自治体への納付金	1,060億円
最新の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域整備計画(案)の公表・パブコメ、住民説明会、公聴会を実施済。 ・大阪府が夢洲土地改良費790億を負担。 ・自民党市議団が住民の意見を聴く必要があるとして、住民投票条例を提出したが、維新・公明の反対により否決。 ・3/24に大阪府議会において、区域整備計画の認定申請について、賛成多数で可決。 ・3/29に大阪市議会において、区域整備計画の認定申請に係る同意について、賛成多数で可決。

審査委員会の今後の日程について(令和4年5月以降)

- 5月27日(金)16:15~17:45(オンラインかハイブリッド(調整中))
- 6月 8日(水)16:15~17:45(ハイブリッド)
- 6月20日(月)13:00~14:30(オンライン)
- 7月 8日(金)16:15~17:45(ハイブリッド)
- 7月25日(月)13:00~15:00(ハイブリッド)
- 8月 9日(火)15:00~17:00(ハイブリッド)
- 9月16日(金)10:00~12:00(対面)
- 10月 3日(月)13:00~14:30(オンライン)
- 10月28日(金)13:00~15:00(対面)
- 11月 7日(月)13:00~14:30(オンライン)

(※)留意点

- ・ハイブリッド形式の会議は、竹内委員長、山内委員長代理のみ対面参加。

申請期間終了後の当面の進め方(案)(現段階の想定)

項目	内容
① 区域整備計画の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、申請者から提出された区域整備計画について、④で使用する様式と合わせ、お渡しできる範囲を各委員にお渡しする。 ・この際、情報セキュリティの観点から、一部黒塗り(IR事業者の役員の住所等)を検討する。
② 審査プロセスの自治体への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、自治体に対し、区域整備計画の申請を受け付けた旨と、これから審査に入る旨、必要に応じて質問等を行う旨を通知する。
③-1 要求基準の確認 (形式面)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。(チェックシートに沿った確認) ・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上記差異に関する事実関係を確認する。)
③-2 要求基準の確認 (判断が必要な箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、資金調達の確実性が認められるか等の判断が必要な箇所について確認する。 (確認内容に沿って行う。必要に応じ、申請者にヒアリングを行う) ・この際、事務局は、必要に応じ、内容の適切性について、審査委員会に意見を伺う。
④ 審査委員による準備	<ul style="list-style-type: none"> ・③と並行して、各委員が、要求基準19項目の記載事項について、特に確認を要する点等がないか御確認いただく。 ・また、個別審査へ向けた準備として、担当の項目を議題とする回までに、担当の評価基準ごとに個別審査を実施していただく。
⑤ 審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・③の確認の結果(要求基準の充足状況)を審査委員会に報告 ・要求基準を全て充足した計画について、以下⑥の内容についての事前説明
⑥ 申請者のプレゼン日程の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の了解の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施

(参考) 審査プロセスの自治体への通知について

○特定複合観光施設区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項(令和3年9月30日国土交通省観光庁)(抄)

2. 認定審査に関する事項

(1) 認定審査のプロセス

特定複合観光施設区域整備法第9条第1項の規定に基づき認定の申請のあった区域整備計画について、基本方針第4の7に定める認定審査の基準に基づき、審査を行う。

まず、申請のあった区域整備計画について、基本方針に定める要求基準に適合するものかどうかの確認を行う。要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。要求基準に適合する場合には、基本方針に定める評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

なお、審査委員会の評価に当たっては、申請者による審査委員会へのプレゼンテーション実施を予定しており、これら認定審査に係るプロセスの詳細については、区域整備計画の申請を行った者に対し、別途通知する。

評価基準の個別審査における委員のコメントについて

- 評価基準の個別審査においては委員による採点を行わず、コメントのみをいただくこととしている。
- ここでいただいたコメントを基に、審査講評を作成していくことになる。
- これを踏まえ、コメントの分量・内容については、他事業における審査講評も参考に、可能な限り列挙いただきたい。

<他事業における審査講評(例)>

■新国立競技場整備事業技術提案等審査委員会

ユニバーサルデザインの計画について、

- A者においては、車椅子利用者のサイトラインへの配慮などを評価する意見がある一方で、トイレや階段の配置に課題が残る、動線のわかりにくさなどに不安が残るとの意見があった。
- B者においては、動線やサイン計画が明快でわかりやすいと評価する意見がある一方で、避難時に最上段観客席から客席階段を長距離降りることについて不安が残るとの意見があった。

■東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業有識者委員会

バリアフリー等ユニバーサルデザイン

- 客室については、車椅子の利用者が直接ベッドに寄りつけることができる、または、盲導犬が滞在可能なホテル客室を設けるなど、一定の配慮がみられる。
- 有識者等からなるユニバーサルデザイン検討会の設置に係る方針は示されているが、本提案においては、例えば国際線旅客ターミナルと第2ゾーンとのアクセス通路において段差(示された提案では約3m)がある箇所があり、エレベーター等の設置提案はあるものの車椅子等の利用者が移動しやすい空間形成を行う点では、配慮が十分に読み取れなかった。

<コメント様式のイメージ>

※個別審査以降に実施する採点が推測され、先入観を与えるような記載とならないよう留意いただきたい。

※計画間の比較ではなく、当該計画の評価となるよう留意いただきたい。

評価基準	評価コメント
1. IR区域全体のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> • • •
2. IR区域内の建築物のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> • • •

審査委員会の審査スケジュール(案)

- 区域整備計画の審査に当たって、根拠資料等が十分に準備できておらず審査に時間を要する計画と、根拠資料等が十分に整っており審査に時間を要さない計画で、進捗に差が生じることが想定される。
- 審査に時間を要さない計画としては、他の計画の動向に合わせてことなく認定を受けることで早期に事業を開始できるメリットが大きいと考えられることから、進捗の足並みはそろえず、それぞれ個別に審査を進めていくこととしたい。

<審査スケジュール(イメージ)>

審査委員会 日程	計画Aのスケジュール (審査に時間を要さない場合)		計画Bのスケジュール (審査に時間を要する場合)	
	要求基準の審査	評価基準の審査	要求基準の審査	評価基準の審査
5月27日	①要求基準の内容確認	(各種準備作業)	①要求基準の内容確認	(各種準備作業)
6月8日	①要求基準の内容確認	(各種準備作業)	①要求基準の内容確認	(各種準備作業)
6月20日		②委員の個別審査1	①要求基準の内容確認	②委員の個別審査1
7月8日		③委員の個別審査2	①要求基準の内容確認	③委員の個別審査2
		④全委員の仮採点の共有、 プレゼンに向けた確認事項の 審議	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	④全委員の仮採点の共有、 プレゼンに向けた確認事項の 審議
		⑤プレゼンの実施、振り返り		「①要求基準の内容確認」を 終了していない場合、 「⑤プレゼンの実施、振り返り」 以降の作業には 進まないこととする。
		⑥全委員の採点結果の共有、 審査講評骨子の確認		
		⑦審査講評の本文確認		
		⑦審査講評の本文確認、 公表資料の確認		
		予備		

審査の具体的な進め方について

- 進捗の足並みをそろえず、個別に審査を進めていくに当たって、複数のIR施設が開業する場合における来訪客数の見込みなど、一方の認定の可否の判断の結果が、他の区域整備計画の審査に影響を与えることも想定される。
- 他方、申請期間終了後においては、各自治体が提出している区域整備計画の内容は明らかになっていることから、他の区域整備計画を認定した場合の考え方等を必要に応じて個別に確認することで、他の区域整備計画を認定した場合の影響を踏まえた審査を行うことは可能であり、必ずしも同時に審査を行う必要はないと考えられる。
- このため、区域整備計画の審査に当たっては、他の区域整備計画を認定した場合の影響も踏まえつつ行うこととし、具体的には、評価基準21について、他の区域整備計画を認定した場合の影響等に対する考え方等を必要に応じてプレゼンテーション等で個別に確認しながら、個別の計画ごとに審査を進めることとしたい。

項目 (配点)	評価基準
21. 財務の安定性(50点)	財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。

(参考)評価基準21(財務の安定性)

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)						
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面から みて安定的 であり、業績 が下振れし た場合にも 適切に対応 し、長期的に 事業を継続 できることが 求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 ②収支計画及び資金計画(収入等の前提となる指標やその設定条件含む) ③財務の状況が悪化した場合の措置(想定リスクと対処方針) 	なし	<p>・以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="958 523 2152 1513"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 523 1211 651">①収入等の前提となる指標やその設定条件</th> <th data-bbox="1211 523 1798 651">②収益性と安全性 (財務三表より確認)</th> <th data-bbox="1798 523 2152 651">③財務の状況が悪化した場合の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 651 1211 1513"> <ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する </td> <td data-bbox="1211 651 1798 1513"> <ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標></p> <p>(収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ </td> <td data-bbox="1798 651 2152 1513"> <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p> </td> </tr> </tbody> </table>	①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標></p> <p>(収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p>
①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置								
<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標></p> <p>(収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p>								

2. 要求基準の確認について

要求基準チェックシートについて(案)

○事務局が要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認するに当たっては、「チェックシート」に沿って行う。(p.7 ③-1参照)

■要求基準チェックシートのイメージ

■要求基準10: IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性										
要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	告示に規定する記載事項	チェック欄	告示に規定する添付書類	チェック欄	基本方針記載事項(抜粋)	チェック欄	具体的記載事項 (手引きより抜粋)	チェック欄	
IR区域は国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。	①IRを整備しようとする区域の所在地	○告示第2条第1号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地		-		-		-		
	②IR施設の所在地	○告示第4条第1号イ 特定複合観光施設の所在地		-		-		-		
	③IR区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	○告示第2条第2号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項			-		-		・国際アクセス、国内アクセス、域内アクセスの3点から交通の利便性に関する説明を記載	
									・国際アクセスについて、近隣の国際空港・国際港湾の路線数、運航頻度、主要都市からの所要時間等のアクセス性について記載	
								・国内アクセスについて、国内主要都市からの所要時間、運航/運行頻度等のアクセス性について記載		
								・域内アクセスについて、IR区域周辺のターミナル駅・空港からの所要時間等のアクセス性について記載		
								・IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域であるとする根拠について記載		

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)																	
1. 1～5号施設に関する政令要件への適合	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR事業の工程 ②国際会議場施設の種類、機能 ③国際会議場施設の規模 ④展示等施設の種類、機能 ⑤展示等施設の規模 ⑥魅力増進施設の種類、機能 ⑦魅力増進施設の規模 ⑧魅力増進施設の設置及び運営の方針 ⑨送客施設の種類、機能 ⑩送客施設の規模 ⑪送客施設の設置及び運営の方針(業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。) ⑫宿泊施設の種類、機能 ⑬宿泊施設の規模 	<p>・カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設、(5)宿泊施設が全て設置・運営されることを確認した上で、(1)～(5)の各施設に関し、以下のとおり、留意点を踏まえつつ、政令要件を満たしているか確認する。</p> <p>○国際会議場施設・展示等施設</p> <p>(政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第1条及び第2条において、IRにおける国際会議場及び展示等施設の規模要件が定められており、以下Case1～3のいずれかを満たさなければならないとされている。</p> <table border="1" data-bbox="1075 742 2139 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Case</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th>展示等施設</th> </tr> <tr> <th>最大収容人数</th> <th>施設全体の収容人数</th> <th>総展示面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>概ね1千人以上～3千人未満</td> <td rowspan="3">左記の2倍以上</td> <td>概ね12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>概ね3千人以上～6千人未満</td> <td>概ね6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>概ね6千人以上</td> <td>概ね2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(留意点)</p> <p>・国際会議場施設の収容人数について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。</p>	Case	国際会議場施設		展示等施設	最大収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積	1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万㎡以上	2	概ね3千人以上～6千人未満	概ね6万㎡以上	3	概ね6千人以上	概ね2万㎡以上
Case	国際会議場施設		展示等施設																	
	最大収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積																	
1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万㎡以上																	
2	概ね3千人以上～6千人未満		概ね6万㎡以上																	
3	概ね6千人以上		概ね2万㎡以上																	

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>1. 1～5号施設に関する政令要件への適合</p>	<p>カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p>	<p>①IR事業の工程</p> <p>②国際会議場施設の種類、機能</p> <p>③国際会議場施設の規模</p> <p>④展示等施設の種類の機能</p> <p>⑤展示等施設の規模</p> <p>⑥魅力増進施設の種類の機能</p> <p>⑦魅力増進施設の規模</p> <p>⑧魅力増進施設の設置及び運営の方針</p> <p>⑨送客施設の種類の機能</p> <p>⑩送客施設の規模</p> <p>⑪送客施設の設置及び運営の方針(業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)</p> <p>⑫宿泊施設の種類の機能</p> <p>⑬宿泊施設の規模</p>	<p>○魅力増進施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> IR整備法施行令第3条において、IRにおける魅力増進施設の要件が定められており、以下について満たさなければならないとされている。 我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供コンテンツの内容が、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うものとなっており、我が国の観光の魅力の増進に無関係なものとなっていないか。 魅力増進施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
1. 1～5号施設に関する政令要件への適合	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR事業の工程 ②国際会議場施設の種類、機能 ③国際会議場施設の規模 ④展示等施設の種類、機能 ⑤展示等施設の規模 ⑥魅力増進施設の種類、機能 ⑦魅力増進施設の規模 ⑧魅力増進施設の設置及び運営の方針 <li style="border: 2px solid red;">⑨送客施設の種類、機能 <li style="border: 2px solid red;">⑩送客施設の規模 <li style="border: 2px solid red;">⑪送客施設の設置及び運営の方針(業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。) ⑫宿泊施設の種類、機能 ⑬宿泊施設の規模 	<p>○送客施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR整備法施行令第4条において、IR施設における送客施設の要件が定められており、以下①及び②を満たさなければならないとされている。 ① <u>利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。</u> ② 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的効果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務 ロ <u>目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項(二において「観光資源等」という。)に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務</u> ハ <u>利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務</u> ニ <u>観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務</u> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。 ・機能について、区域整備計画に記載された内容が政令要件を全て満たしているか。 ・送客施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
1. 1～5号施設に関する政令要件への適合	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR事業の工程 ②国際会議場施設の種類、機能 ③国際会議場施設の規模 ④展示等施設の種類、機能 ⑤展示等施設の規模 ⑥魅力増進施設の種類、機能 ⑦魅力増進施設の規模 ⑧魅力増進施設の設置及び運営の方針 ⑨送客施設の種類、機能 ⑩送客施設の規模 ⑪送客施設の設置及び運営の方針(業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。) <li style="border: 1px solid red;">⑫宿泊施設の種類、機能 <li style="border: 1px solid red;">⑬宿泊施設の規模 	<p>○宿泊施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR整備法施行令第5条において、IRにおける宿泊施設の要件が定められており、以下①及び②を満たさなければならないとされている。 ① <u>全ての客室の床面積の合計が概ね10万m²以上であること</u> ② <u>次の事項について、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること</u> <ul style="list-style-type: none"> イ 客室のうち最小のものの床面積 (スイートルーム以外の最小面積) ロ 独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室のうち最小のものの床面積 (スイートルームの最小面積) ハ <u>客室の総数に占めるスイートルームの割合</u> <p>(最低客室面積算出の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総客室数2,500室(スイートルーム割合が20%)、最小客室面積が40m²、スイートルームの最小客室面積が70m²とする。 ・この場合、最低客室面積は、500室×70m² + 2,000室×40m²=11.5万m² <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②のイ～ハ(スイートルーム以外の最小面積、スイートルームの最小面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合)について、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。 ・宿泊施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
2. カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	カジノ施設の数 \leq 1かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていないものならない。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR施設の床面積の合計 ②カジノ施設の種類、機能 ③カジノ施設の数、規模 	<p>・以下の留意点を踏まえつつ、カジノ施設の数\leq1を超えず、ゲーミング区域の床面積の合計がIR施設の床面積の合計の3%以内であるか確認する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (カジノ施設の面積) IR整備法施行令第6条 ・面積は、<u>特定複合観光施設の床面積の合計の100分の3</u>の面積とする。 </p> <p>(留意点) ・床面積の合計については、その他国内外の観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設や立体駐車場等の附帯施設を含めて算出するところ、これらの施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
3. IR区域の一体的な管理	IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。	①IR区域が、一団の土地の区域として、IR事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項	<p>(基本方針の記述を参考にしつつ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。 ・また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。 <p>-----</p> <p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項 2 IR区域の在り方</p> <p>IR区域は、IR施設の敷地と同一の単一の区画を指すものであり、IR整備法では、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、当該IR施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるものとしている。</p> <p>そのため、IR施設の規模に比べ相当程度幅広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものはIR区域として認められない。一方、IR区域として整備される土地の区域が道路や河川等をまたぐ場合であっても、専用の橋で結ぶことにより来訪者が徒歩で行き来できるなど、IR施設間の回遊性が阻害されず、機能的に一体であると判断される場合には一団の土地の区域に該当し得る。</p> <p>また、IR施設は土地に設置することが必要であり、例えば、河川、海、湖沼など土地でないものに設置することは認められない。</p> <p>さらに、IR事業者は必ずしもIR区域内の全ての土地を所有する必要はないものの、所有しない場合であっても地権者との契約によって一体的に管理することが求められる。</p> <p>-----</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
4. IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性	IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権限をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR区域の土地に関する所有権等の取得等の方法及び予定時期 ②収支計画及び資金計画(IR事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR区域の土地の使用について、添付書類(設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類)を踏まえ、その権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが添付書類の内容から明らかであるか確認する。 ・IR施設を確実に設置するために必要となる資金調達について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(コミットメントレター等))を踏まえ、次ページ以降の別表を参照して確認する。

要求基準 確認内容(案)(別表) (1/3)

要求基準4

(企業の出資又は金融機関からの融資の場合)

- ・以下の確認作業①～③の順に確認する。確認作業①、②で資金調達の確実性が確認できない場合、確認作業③に移行。
- ・確認作業③でヒアリングを実施する場合、個別具体的に資金計画の確実性が判断可能となるまで、申請者に説明を求める。

資金源	企業の出資	金融機関からの融資
提出資料 (想定)	企業による出資確約書	銀行によるコミットメントレター
確認の観点	当該企業の出資できる資金力をどのように確認するか	海外の銀行等の場合、信憑性をどのように確認するか
確認作業 ①	・当該企業に関し、上場の有無(※1)、信用格付(※2)、民間調査会社による企業評価の内容を確認。	・当該銀行に関し、上場の有無(※1)、信用格付(※2)、民間調査会社による企業評価の内容を確認。
確認作業 ②	・当該企業の財務諸表等の公表情報を確認し、出資金額に係る流動性を確認。	・当該銀行の財務諸表等の公表情報を確認し、融資金額に係る流動性を確認。
確認作業 ③	<p>・当該企業に対し、資金拠出が想定される時期において、手元資金又は借入いずれによる調達となるのか、また、資金拠出した場合でも財務健全性が担保されるか等についてヒアリングを行う。</p> <p>・ただし、当該企業の拠出が見込めない場合は他の企業が確実に拠出可能であるなど、資金計画の柔軟性が認められる場合はヒアリングを不要とする。</p>	<p>・当該銀行に対し、融資が想定される時期において、手元資金又は借入いずれによる調達となるのか、また、融資した場合でも財務健全性が担保されるか等についてヒアリングを行う。</p> <p>・ただし、当該銀行の拠出が見込めない場合は他の企業が確実に拠出可能であるなど、資金計画の柔軟性が認められる場合はヒアリングを不要とする。</p>

(※1) 上場企業になるには、一定の資金力等の基準を満たす必要がある。この基準は、上場先の証券取引所によって異なる。

(※2) 信用格付業者(ムーディーズ/スタンダード&プアーズ/フィッチなど)による発行体格付などを確認。

要求基準 確認内容(案)(別表) (2/3)

要求基準4

(個人資産、投資ファンド、社債の場合)

・確認作業①、②の順に確認する。

資金源	個人資産	投資		社債
提出資料 (想定)	銀行残高証明書	投資確約書		社債購入の確約書
確認の観点	見せ金ではないかどのように確認するか	資金源をどのように確認するか		資金源をどのように確認するか
確認作業①	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に対し、「資金調達の確実性を担保するため、調達資金について、一定の信用格付を受けている信託銀行に信託して欲しい」旨の伝達。 	<p>(既に資金を確保済の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資会社の財務諸表を確認し、貸借対照表に該当資産が計上されていることを確認。 申請者に対し、資金を確保した経緯を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストを全て提出して欲しい」旨の伝達。 	<p>(将来投資資金を確保する予定の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者に対し、資金を確保する予定の内容を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストを全て提出して欲しい」旨の伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に対し、資金を確保する予定の内容を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、社債購入を予定している、企業・金融機関・個人のリストを全て提出して欲しい」旨の伝達。
確認作業②	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が調達資金を信託銀行に移転させたことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「企業」、「金融機関」、「個人資産」のそれぞれの確認作業に沿って、全て確認を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 「企業」、「金融機関」、「個人資産」のそれぞれの確認作業に沿って、全て確認を行う。

要求基準 確認内容(案)(別表) (3/3)

要求基準4

(資金調達を行う者の廉潔性に関する確認)

・確認作業①、②を行い、廉潔性を可能な範囲で確認する。

確認作業①	<ul style="list-style-type: none">・区域整備計画(要求基準⑧)において、自治体が独自に行ったカジノ事業者に関する廉潔性調査結果が添付されることとなっているため、まずは、この内容を確認する。・記載内容について、廉潔性に関し不明瞭な点等がある場合、廉潔性が確認できるまで、申請者にヒアリングを行う。なお、ヒアリングにおいては、申請者側が説明責任を負うものとする。
確認作業② (情報収集等に関し、専門の調査会社への委託を要検討)	<ul style="list-style-type: none">・IR事業者の構成員については、廉潔性に疑義のあるような報道等が出ていないか情報収集を行う。(ただし、日系の大手企業については、本件調査実施の必要性が乏しいと考えられることから、民間調査会社に該当企業の信用情報を確認するなど、簡易的な方法で確認を行う。)・廉潔性に疑義のあるような報道等がある場合、廉潔性が確認できるまで、申請者に質問等を行う。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
5. 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。	①添付書類の記載事項の概要	<p>・接触ルールの策定、実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)、民間事業者の公募及び選定に関し、添付書類を確認し、基本方針第4の1～3に掲げる事項を踏まえており、有識者による選定委員会の設置等により公平中立な審査の結果選定されたことが公表されているか確認する(設置運営事業を行おうとする民間事業者の選定過程等について疑義が生じた場合には、ヒアリング等を実施。)</p> <p>(基本方針の関連記述概略)</p> <p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 公正性及び透明性の確保</p> <p>・都道府県等は面談は複数の職員で行い内容等について上司に報告すること、ルールの対象は担当職員から最高責任者までとすること等を規定したIR事業者等との接触ルールを策定することにより、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。</p> <p>2 実施方針</p> <p>・都道府県等はIR整備法に掲げる記載事項について基本方針に規定する留意点を踏まえ、実施方針を策定することが求められる。</p> <p>3 公募及び選定</p> <p>・民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。</p> <p>・選定基準・手続について、基本方針に規定する留意点を踏まえることが求められる。</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
6. 地域における合意形成の手続	<p>区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない。</p>	<p>①添付書類の記載事項の概要</p>	<p>・法第九条第五項から第九項までの手続について、添付書類を確認し、下記の確認事項を全て満たしており、地域の合意形成の手続が適切に行われたものであることを確認する。(必要に応じヒアリング等を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢法第九条第五項の協議:協議がなされているかを確認 ➢法第九条第六項の同意:同意が取れているかを確認 ➢法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置:当該措置の内容(住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況含む)を確認する。 ➢法第九条第八項の議会議決:議会議決を得ているかを確認 ➢法第九条第九項の同意:同意が取れているかを確認。なお、当該同意を立地市町村の議会議決事項とした場合には、同意に当たって議会の議決を得ているかも確認 <p>IR整備法第9条第5項</p> <p>・計画作成の際、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。</p> <p>IR整備法第9条第6項</p> <p>・計画作成の際、区域整備計画に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会 二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(前号に掲げるものを除く。) 立地市町村等 <p>IR整備法第9条第7項</p> <p>・計画作成の際、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>IR整備法第9条第8項</p> <p>・認定申請の際は、その議会の議決を経なければならない。</p> <p>IR整備法第9条第9項</p> <p>・前項の場合において、都道府県が主体の場合、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならない。</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
7. IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。	①コンプライアンスの確保のためにIR事業者が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制	<p>・コンプライアンスの確保に関して、会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)に求められる体制を整備し定期的にコンプライアンスの実施状況評価を行うなど、適切かつ十分であることが具体的に説明されており、定款及び登記事項証明書からも当該事項の確認が取れた上で、誓約書が提出されているか確認する(必要に応じてヒアリング等により実施内容を確認するとともに、誓約書により法令遵守を確保する旨確認する。)</p> <p>※コンプライアンス確保のための体制及び取組に係る具体的な実施例については次ページ以降の別表参照。</p>

要求基準 確認内容(案)(別表) (1/2)

要求基準7

(参考) コンプライアンス確保のための体制及び取組に係る具体的な実施例①

具体的な実施例(必要に応じてヒアリングを実施)

会社法

会社法上、大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)においては、下記の業務の適正を確保するための体制を整備することが求められる。(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条)(監査役に代わり、監査等委員会を設置する場合は第399条の13第1項第1号、会社法施行規則第110条の4)

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

例)コンプライアンス部門や内部監査部門、法務部門の整備、外部専門者の委員を含めた独立したコンプライアンス委員会の設置、IR整備法その他の法令遵守に係る企業行動規範、内部規程の作成

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

例)適切な記録作成・保管の徹底、文書管理規程の整備

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

例)リスク管理体制の整備(複層的なリスク管理体制の整備、申請時点で顕在化している課題に対する法令遵守など、申請時点でのコンプライアンスの確保のための具体的な取組の実施など)

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

例)職務分掌の明確化、効率的な業務プロセスのルール化

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

例)従業員に対する法令遵守のマニュアル、定期的な研修の実施、社内相談・通報窓口の設置

⑥監査役に関する下記の事項(監査等委員会に関する下記の事項)

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項)
- ・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項(当該取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項)
- ・監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)
- ・取締役・会計参与・使用人が監査役に報告をするための体制(取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計参与・使用人が監査等委員会に報告をするための体制)
- ・報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。))について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

要求基準 確認内容(案)(別表) (2/2)

要求基準7

(参考) コンプライアンス確保のための体制及び取組に係る具体的な実施例②

	具体的な実施例(必要に応じてヒアリングを実施)
その他コンプライアンスに関する事項	<ul style="list-style-type: none">・刑法、不正競争防止法等などの贈収賄排除に関する事項・暴力団対策法、暴力団排除条例、犯罪収益移転防止法などの反社会的勢力排除に関する事項・公益通報者保護法など、内部通報に関する事項

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>8. IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除</p>	<p>IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていないと認められない。</p>	<p>①IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ②IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所 ③IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置 ④IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ⑤IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額</p>	<p>・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。</p> <p>(関係する添付書類等)</p> <p>(1)IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類</p> <p>(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書 (ii)暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 (iii)暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書</p> <p>(2)IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面</p> <p>(3)その他以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者の組織図、役員の履歴書 ・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等 ・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>9. 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと</p>	<p>都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。</p>	<p>①添付書類の記載事項の概要</p>	<p>・添付書類として提出される誓約書において審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載があることに加え、事務局から審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか照会し該当がないことを確認する。</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
10. IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性	IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。	①IR区域を整備しようとする区域の所在地 ②IR施設の所在地 ③IR区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国際アクセス、国内アクセスについては、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されているかどうか確認する。 ・域内アクセスについては、IR区域への来訪者数を処理可能な輸送量を確保しているかどうかを確認する。 <p>(参考)域内アクセスの確認方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○IR区域への輸送量確保に関連するインフラの整備状況(計画含む)を確認し、IR区域への年間来訪者(計画値)を処理可能か確認する。その際、IR区域内に駐車場の整備計画がある場合、その内容も併せて確認する。 ○その結果、IR区域への年間来訪者(計画値)の処理に疑義がある場合、例えば、必要に応じバス便の増設を行うなど、対応策を講ずるかどうか確認する。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)						
11. 一体的かつ継続的なIR事業の実施	カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。	①IR事業の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。)	<p>・下記の確認ポイントを踏まえ、IR事業が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることが具体的に説明されているか確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 391 2150 1404"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1075 391 2150 446">確認ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 446 1288 1061">一体性</td> <td data-bbox="1288 446 2150 1061"> <p>・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしないか確認。</p> <p>・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。)</p> <p>①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認)</p> <p>②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1061 1288 1404">継続性</td> <td data-bbox="1288 1061 2150 1404"> <p>・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。</p> <p>例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。)の防止等)</p> <p>・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築</p> </td> </tr> </tbody> </table>	確認ポイント		一体性	<p>・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしないか確認。</p> <p>・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。)</p> <p>①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認)</p> <p>②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか</p>	継続性	<p>・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。</p> <p>例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。)の防止等)</p> <p>・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築</p>
確認ポイント									
一体性	<p>・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしないか確認。</p> <p>・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。)</p> <p>①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認)</p> <p>②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか</p>								
継続性	<p>・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。</p> <p>例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。)の防止等)</p> <p>・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築</p>								
<p>(参考)基本方針における関連記述</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR事業の在り方</p> <p>(1) IR事業の一体性</p> <p>カジノ事業を含むIR事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するためIR事業は一体性が求められる。そのため、IR整備法においては、設置運営事業者が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることを区域整備計画の認定基準とするとともに、IR事業者には、IR事業以外の事業の兼業が禁止されている。</p> <p>一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、他の民間事業者がカジノ施設を含むIR施設を一体的に整備し、その用途に応じて管理し、設置運営事業者に専ら使用させる事業形態(IR整備法第2条第5項に規定する施設供用事業をいう。)や、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。</p> <p>なお、カジノ事業を自ら運営しない会社が設置運営事業者になることは認められない。</p>									

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>12. 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携</p>	<p>施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められない。</p>	<p>①施設供用事業者が所有するIR施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携</p>	<p>大阪府の提案では該当なし</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)									
13. IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること	IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業)を行うものでなければならない。	①附帯事業に関する事項 ②IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業)を行うものであることを証する事項	<p>・附帯事業として記載された事業が、設置運営事業に係る附帯事業として必要性和許容性の観点から適切であり、設置運営事業(附帯事業を含む。)以外の事業が記載されておらず、添付書類の定款及び登記事項証明書においてもその旨が記載されているか確認する。</p> <p>(参考)附帯事業としての必要性和許容性に係る考え方／附帯事業として認められる事業例</p> <table border="1" data-bbox="1086 571 2136 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 571 1205 710"></th> <th data-bbox="1205 571 1668 710">考え方</th> <th data-bbox="1668 571 2136 710">附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 710 1205 986">必要性</td> <td data-bbox="1205 710 1668 986"> <ul style="list-style-type: none"> IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか 法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善) </td> <td data-bbox="1668 710 2136 986"> <ul style="list-style-type: none"> IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業 IR施設へのバス・フェリー等の運行 空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 986 1205 1423">許容性</td> <td data-bbox="1205 986 1668 1423"> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか 法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか) </td> <td data-bbox="1668 986 2136 1423"> <ul style="list-style-type: none"> IR来訪者向けの駐車場運営 設置運営事業を円滑に実施するための事業 IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業 IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝 IR施設従事者の人材育成 </td> </tr> </tbody> </table>		考え方	附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)	必要性	<ul style="list-style-type: none"> IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか 法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善) 	<ul style="list-style-type: none"> IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業 IR施設へのバス・フェリー等の運行 空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営 	許容性	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか 法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか) 	<ul style="list-style-type: none"> IR来訪者向けの駐車場運営 設置運営事業を円滑に実施するための事業 IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業 IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝 IR施設従事者の人材育成
	考え方	附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)										
必要性	<ul style="list-style-type: none"> IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか 法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善) 	<ul style="list-style-type: none"> IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業 IR施設へのバス・フェリー等の運行 空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営 										
許容性	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか 法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか) 	<ul style="list-style-type: none"> IR来訪者向けの駐車場運営 設置運営事業を円滑に実施するための事業 IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業 IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝 IR施設従事者の人材育成 										

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
14. 設置 運営事業 者によるI R施設の 所有	設置運営事業者がIR施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていない。	①IR施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)	<p>・基本方針の記載にも留意しつつ、添付書類(設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等)を踏まえ、IR事業者が、IR施設を全て所有することを確認する。</p> <p>-----</p> <p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR事業の在り方</p> <p>(1) IR事業の一体性</p> <p>設置運営事業者はIR施設を構成する全ての施設を一体として所有することを原則とするが、施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者がIR施設を構成する全ての施設を一体として所有した上で、設置運営事業者に専ら使用させることが可能である。</p> <p>-----</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>15. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等</p>	<p>IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>①IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置</p> <p>②国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項</p>	<p>・IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容について、以下3点について具体的な説明がされており、IR事業者が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、質問等を実施)。</p> <p>(1)基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっているか</p> <p>(2)IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有しているか</p> <p>(3)IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、費用の見込みと記載内容から、十分な予算措置を見込んだものとなっているか</p>

要求基準 確認内容(案)

要求基準15

(基本方針の関連記述)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

イ 事業基本計画(IR整備法第9条第2項第4号関係)

(カ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

IR事業者が実施する、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を、その費用の見込みも含め、できる限り具体的に記載しなければならない。なお、それらの措置には、以下の内容を含める必要がある。

- ・ 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、IR整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を記載しなければならない。
- ・ 都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築、治安維持のための防犯カメラの設置、防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計、自主警備のための体制の確保、地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備など、IR区域における犯罪の発生の予防のための措置を記載しなければならない。また、IR区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員の配置などについての措置も含めて記載しなければならない。
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために国や都道府県等が実施する施策への協力について記載しなければならない。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
16. カジノ事業の収益の活用	<p>カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。</p>	<p>①IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額</p> <p>②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力</p> <p>③収支計画及び資金計画との整合性</p>	<p>・カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認する。</p> <p>・記載された、<u>IR施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額、その他IR事業の事業内容の向上に要する額、都道府県等の実施施策への負担金(記載があれば)などの費用について、計画に記載の収支計画・資金計画、下記の添付書類に記載の額と整合性を確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予定貸借対照表 ➢ 予定損益計算書 ➢ 予定キャッシュフロー計算書 ➢ 上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー計算書の根拠を記載した書類 <p>※予定財務三表については、区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)(=認定(申請者の想定)から10年後)までを記載しているか確認する。</p>

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
17. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び用途	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の用途が明らかにされていなければならない。	① 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び用途	・基本方針の記載にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の用途が明らかにされているか確認する。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
18. IR区域の整備による経済的社会的効果	IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていないなければならない。	①評価基準17～19の効果の概略	・計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認しつつ、IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされているか確認する。

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
<p>19. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うための必要な施策及び措置</p>	<p>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置</p>	<p>・基本方針の内容を踏まえ、都道府県等が実施する施策及び措置の内容について、都道府県公安委員会及び立地市町村等との具体的な連携が含まれていることを確認した上で、以下2点について具体的な説明がされており、都道府県等が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、ヒアリング等を実施)。</p> <p>(1) 都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認するとともに、費用の見込みと記載内容を確認し、十分な予算を見込んだものとなっているか。</p> <p>(2) 都道府県等が行う措置について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に紐付けて実施されるものとなっているか。</p>

要求基準 確認内容(案)

要求基準19

(基本方針の関連記述)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(IR整備法第9条第2項第7号関係)

(カ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

都道府県等は、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を含め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置について、その費用の見込みも含めて記載しなければならない。

(ア) 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

IR区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、都道府県公安委員会・都道府県警察と適切に連携しつつ、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保などの取組について記載すること。また、IR区域の周辺地域において、その地域の状況に鑑み、性風俗関連特殊営業の規制(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4章第1節に定めるものをいう。以下同じ。)等を適切に講ずる旨を記載すること。

(イ) 青少年の健全育成

IR区域及びその周辺地域において、商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、青少年の健全育成に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、IR区域や周辺商業施設における青少年の保護育成などに適切に取り組む旨を記載すること。

(ウ) カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

IR区域及びその周辺地域において、依存防止対策に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置などと連携して、都道府県等として行う相談窓口や治療体制の整備をはじめとしたカジノ行為に対する依存防止のための取組について記載すること。

また、IR区域の周辺地域においても、当該地域の状況に鑑み、関係法令に基づく土地利用規制その他の措置を通じてギャンブル等施設の設置を認めないなどの措置を適切に講ずるための取組を記載すること。

さらには、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)の規定に基づいて都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づくギャンブル等依存症対策の取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)について記載すること。

(エ) 実施体制

都道府県等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の実施に当たって、IR事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との適切な役割分担を明確にし、及び緊密な連携を確保し、その内容を記載すること。